

第4号様式（第9条関係）

令和3年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要

意見交換期間	令和4年1月26日（水）～3月14日（月）
委員	内山委員長、宮本委員、藤好委員
事務局	川野副区長、後藤総務部長、鈴木経理管財課長、 河原田施設整備課長、宮本施設保全課長 柴田契約担当係長、前田契約担当係長、 浦田契約担当係長
議事概要	今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、通常の対面形式から、書面形式に切り替えて開催した。委員の意見については、上記期間内に集約して、対応した。
審議の対象とされた期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日 （合計188件、制限付一般競争入札95件、総合評価落札方式入札16件、希望制指名競争入札9件、指名競争入札12件、随意契約56件）
提出された資料	資料1 指名停止一覧 資料2-1～2 入札契約方式別発注工事総括表 発注工事一覧表 競争入札における工種別平均落札率の状況 資料3 第2回入札監視委員会 入札契約方式別抽出案件一覧 資料4～10 抽出事案説明書
審議した事案	抽出事案計7案件 「入札契約方式別抽出案件一覧」（資料3）のとおり
主な意見・質問回答等	別紙のとおり
備考	

令和3年度第2回 大田区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

1 指名停止措置の状況について

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・指名停止の理由となった事故に関して、建築足場について労働安全衛生法上の違反の有無及び区の監督員は日常その履行の有無を現場で点検しているのか。</p> <p>・城南サービスの突然の辞退により、発注した工事はその後どうなったのか。その際区では損失は発生したのか。</p> <p>・指名停止は、停止される期間が終われば、リセットされているように思われるが、過去何年間について回数と内容を累積して記録に残し、入札の際の資料とする検討も必要と考えられる。 特別な理由がなく契約を締結しないのは問題がある。指名停止を累積して、以降の入札に考慮してもよいように思われる。</p> <p>・工事規模（予算規模）によっても違いがあると考えられるが、大手の建設会社における談合とは別に、区レベルの工事における談合の方により注意を払う必要があると考える。</p>	<p>・脚立の使い方の不備など、安全意識が低かったことによる事故で、法的な違反はないと考えています。現場におけるコンプライアンスについては、監督員から日常的に指示しています。</p> <p>・今年度は工事を断念し、来年度に再度発注予定です。特筆すべき損失は、無かったものと考えています。</p> <p>・指名停止に関しましては、同様の案件での指名停止期間の参考とするため、主に事故の案件に関しては、一覧表を作成しております。今後は、頂いた意見も踏まえ、区が任意に指名業者を決定する指名競争入札などで、過去の指名停止の事実も参考に指名業者を検討することや、総合評価落札方式で、過去数年指名停止を受けていない事業者は一律加点する等、過去の指名停止の結果を入札に考慮することを検討していきます。</p> <p>・排除措置命令に基づき、指名停止の措置を行う関係上、大手の建設会社も対象とはなりません。一方で、区レベルの工事につきましては、起工担当課との打合せ会等を通して、他自治体の談合事例等の情報提供をおこない、談合の防止に努めております。また、電子入札を積極的に活用し、なるべく契約担当の職員と業者との接触を少なくしております。今後は、談合防止の研修を企画する等、より一層の談合防止に努め、引き続き適正な入札の執行に努めてまいります。</p>

2 令和3年度上半期工事請負契約について

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・最低制限価額の設定を行っている契約について。制限により失格となっている契約がかなりあるように思える。その設定をすること自体に問題があるとは思えないが、かなりの入札参加者が制限価額以下で応札していることを考えると、区の予定価格の設定が相当であるか、常時点検しておく必要があると考えられる。</p>	<p>・適正な予定価格の算出のため、区では、積算基準及び積算単価を定めています。実際の積算基準及び単価は都のものを準用しており、単価は定期的に更新されています。制限価格以下など、入札が不調となった場合には、応札した業者からヒアリングするなどして、その都度予定価格の妥当性について検証しています。</p>

<p>・入新井第一小学校について、数件にわたって、多額な金額の工事が発注されている。多額な工事計画については、区の予算に計上されていると思うが、どの程度開示されているのか。</p> <p>・同じく、この開示内容から個々の入札工事の予定価格が推測されることはないのか。(前回も同内容の質問をしたが、もう少し具体的に答えてもらいたい)</p> <p>・制限付一般競争入札の76番について金額が10億円を超えるにもかかわらず、参加者が1である。 総合評価落札方式の14番について金額が億を超えるのにもかかわらず、参加者が1である。 以上の2件は、金額が大きく、参加者が複数となるような方策が望ましいので、原因は何だったのか検討が必要である。</p>	<p>・予算は事項別にまとめた金額で公開しております。また、年度をまたぐ債務負担行為については、案件ごとに全体の工事費が掲載されます。</p> <p>・公開される金額は、工種別の金額を合計したものであり、発注工事単位での予定価格の推測は難しいと考えています。</p> <p>・原因については推測ではありますが、配置する技術者の不足や手持ち工事によることが考えられています。これを受けて、現在、入札参加資格に関しては、同条件の工事が重なって発注される際や、各業者の手持ち工事が多くなった場合には、対象ランクを広げる等の対策をとっております。JVに関しても、より多くの参加者を募るため、JV数や参加条件を検討したうえで条件設定をおこなっております。今後も引き続き入札参加者の状況を確認しながら、入札参加者が複数となるよう条件設定をおこなってまいります。</p>
---	--

3 令和3年度上半期工事請負契約抽出案件について

事前に当番委員が抽出した5案件について、事務局より資料3～10に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件 (2件)

- 羽田小学校校庭改修工事 (資料4)
- 不登校特例校分教室内部改修機械設備工事 (資料5)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・不登校特例校分教室内部改修機械設備工事は応札した参加社が少ない。 羽田小学校校庭改修工事については区内事業者限定しない結果、多数の参加者があった。入札の公正を保つためには、入札参加資格等を工夫してより多数の参加の下に入札が行われることを考える必要がある。</p>	<p>・入札参加資格に関しては、同条件の工事が重なって発注される際や、各業者の手持ち工事が多くなった場合には、対象ランクを広げる等の対策をとっております。今後も引き続き入札参加者の状況を確認しながら、入札参加者が複数となるよう条件設定をおこなってまいります。</p>

(2) 総合評価落札方式案件 (1件)

- 大森第二中学校受変電設備改修工事 (資料6)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
特になし	

(3) 希望制指名競争入札案件（1件）

- 東調布第三小学校給食室給湯設備改修工事（資料7）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
特になし	

(4) 指名競争入札方式（1件）

- 南六郷中学校給食室全面改修その他電気設備工事（資料8）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
特になし	

(5) 随意契約（2件）

- 大田区立赤松小学校仮設校庭整備工事（資料9）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・たんに近接地で受託工事をしているというのが特命随契の理由であるかのように受け取れてしまう。</p> <p>特命の理由を第三者（区民）が見て合理的であると理解できる程度に記載する必要があると思う。</p> <p>・仮設校庭整備工事については、部分を切り離すことは手間が増え大変なことも分かるが、校舎の改築工事と切り離すこともできたはずなのではないか。そうすれば、敢えて、随意契約にする必要がないと思われるが。</p>	<p>・近接しているというだけでなく、できる限り速やかに仮設校庭を整備するため、児童の安全性及び近隣への十分な配慮を行いながら効率的に工事を実施することを前提として発注方法を検討しました。また、学校運営との連携や経済性なども考慮した結果、校舎の改築工事と関連性を持たせることが最も合理的と判断し、随意契約としました。当該敷地は借地ですが、随意契約とした結果として、速やかに工事を完了させ借地期間を有効に利用することが出来ています。</p> <p>今後はいただいたご意見を踏まえ、随意契約の理由が分かりやすいよう説明に努めてまいります。</p>

○ 大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事（I期）（資料10）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・プロポーザルで受託者が選定されたことは理解できるがその際、契約価格についてどのような審査がなされたのかは不明である。 契約価格が相当であるかも不明である。 説明がもとめられた際には詳細に説明できる準備が必要であるが、随意契約の理由とすれば、この程度の記載で足りると考える。</p> <p>・改築工事とは別かもしれないし、敷地の条件については詳細を知らないの、的が外れている可能性もあるが、推測に基づいた意見として述べさせて頂きたい。 プロポーザルを設計施工方式にする必要がなかったかもしれない。 通常のプロポーザルであれば、校舎の配置が異なり、大井町線と離すことも可能だったのではないかと考えられる。そうすれば、随意契約にする必要がなかったはずである。資料の図面を見る限り、特別に優れた設計の案には見えないので、何故、このような配置になったのか理由がわからない。特別な敷地の場合は、プロポーザルの段階で、特別な工事を避ける条件を付けることもできたと思われる。</p>	<p>・プロポーザルにあたっては、事前に作成した基本構想・基本計画を踏まえ、区が実施要領に示した条件で設計業務費等の予定価格を示し、その条件等に対して可能な限りの提案を求めています。なお、審査はその提案内容に対して行っています。また、工事の契約価格は、設計内容に対して区の積算基準に基づいて算出した額により、その都度、適正な価格であるかを精査した上で契約しています。</p> <p>・設計に入る前に作成した基本構想・基本計画において、学校運営しながら改築を実施していくために必要な施設配置等を検討しました。なお、業者の選定にあたっては、基本構想・基本計画を踏まえた提案を求め、その内容を審査するためにプロポーザル方式を採用しました。 審査は、内部委員のほかには有識者を外部委員として加えて実施しました。なお、評価項目ごとに評価基準を設定し、厳正に審査を行いました。</p>

4 その他

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>・総合評価落札方式を改訂することの説明を受けたが、そのとおり改訂することは相当と考える。ただし配置予定技術者の資格等を改訂する趣旨が女性又は若手の技術者を配置した業者を優遇する目的であるとすると、改訂によりそれが実際に機能するか、実施するなかで見守っていく必要があると考える。</p>	<p>・総合評価落札方式の改訂に関しましては、全案件終了後に、全ての結果を一覧化し、改訂の効果を検証しております。今回の改訂に関しましても、全案件発注後の配点の状況を確認し、効果を検証し、総合評価落札方式の趣旨を活かせる仕組みとなるよう、評価項目の追加や配点の増減、価格評価と技術評価の配点比重の見直しなどを行うとともに、同方式による契約事案の対象を拡大するなど積極的な活用に向け検討を進めてまいります。</p>

令和4年度第1回委員会を令和4年8月頃に開催予定。

令和3年度第2回大田区入札監視委員会次第

令和4年1月26日（水）～3月14日（月）
書面開催（委員意見質疑集約・回答方式）

1 開 会

2 議 事

(1) 指名停止措置の状況について 資料1

(2) 令和3年度上半期 工事請負契約の概要について 資料2-1～2-2

(3) 令和3年度上半期 工事請負契約抽出案件について 資料3～10

3 閉 会